

平成26年度概算要求 子ども・子育て支援新制度に関する事項 (内閣府)

※()書きは前年度予算額

①子ども・子育て会議経費 【13百万円(35百万円)】

子ども・子育て支援法に基づき、平成25年4月に内閣府に設置された「子ども・子育て会議」及び「基準検討部会」を開催し、子ども・子育て支援新制度の本格施行に必要な事項を調査審議する

(内容)

- ・支給認定や確認制度などの各種基準等の運用に係る細則や公定価格の算定基準、施行準備進捗状況等について調査審議

②子ども・子育て支援新制度理解促進経費 【149百万円(101百万円)】

新制度を利用する保護者や、幼児教育・保育の施設経営者・職員、地方自治体など多様な関係者を含む国民一般に対して集中的かつ具体的な広報・啓発活動を行う

(内容)

- ・パンフレット・ポスターの作成・配布等、多様な媒体による情報発信、全国でのフォーラムの開催 等

③子ども・子育て支援新制度に係る全国総合システム(仮称)開発費 【549百万円(新規)】

保護者の選択に資する施設・事業者情報や支給認定状況等の新制度の施行状況を一元的に管理するため、市町村、都道府県及び国の間で情報のやり取りを行う「全国総合システム(仮称)」の開発等を行う

(内容)

- ・以下のシステムからなる全国総合システムの開発 等
 - (1) 特定教育・保育施設等データ管理システム
 - (2) 認可・業務管理体制データ管理システム
 - (3) 支給認定状況データ管理システム
 - (4) 施設型・地域型保育給付交付金等管理システム

○保育緊急確保事業費補助金

(税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げの判断を踏まえて予算編成過程で検討)

子ども・子育て支援法の附則に基づき、平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るために、保育の需要が増大している市町村等が行う保育その他の子ども・子育て支援に関する事業に要する費用に対する補助金